

特定不妊治療費助成事業の取扱いについて

令和3年2月12日(金)
富山県厚生部健康課

令和3年1月1日以降に終了した治療分から、下記のとおり助成制度が拡充となります。

1 制度拡充内容

①対象者、回数拡充

(～R2.12.31までに治療終了したもの)

初めての治療 開始時年齢	富山県		国	
	40歳未満	40歳～42歳	40歳未満	40歳～42歳
通算助成回数	制限なし ただし、40歳に達した以降は既支給回を含め6回まで		6回まで	3回まで
1年度内回数	通算7回目の助成を受ける年度からは3回まで			
所得制限	制限なし		夫婦の所得の合計額が730万円未満の場合に助成	

※法律婚のみ対象

(R3.1.1以降に治療終了したもの)



初めての治療 開始時年齢	富山県		国	
	40歳未満	40歳～42歳	40歳未満	40歳～42歳
通算助成回数	制限なし ただし、40歳に達した以降は既支給回を含め6回まで (1子ごと)		6回まで (1子ごと)	3回まで (1子ごと)
1年度内回数	通算7回目の助成を受ける年度からは3回まで (1子ごと)			
所得制限	制限なし			

※法律婚及び事実婚も対象

②上限額の拡充

区分	治療内容	上限額(～R2.12)	上限額(R3.1～)
A、B、D、E	新鮮胚移植、凍結胚移植等	15万円	30万円
C、F	胚移植のみの治療等	7万5千円	10万円
男性不妊	夫の精子の回収	15万円	30万円